

消費生活の豆知識 その61 長期の新聞購読契約にご注意ください

消費生活センター ☎224-6162 ☎222-5454

事例

○一人暮らしの高齢の母の家へ行く
と、新聞が3紙も置いてあった。ど
うしたのかと母に聞いても「よく覚
えていない」と言うが、どうやら自
宅にきた拡張員から勧誘を受け、
次々と契約してしまつたらしい。母
は「新聞は読んでいない」と言うの
で、解約しようと思つたが、連絡する
と、「1年前に3年間の契約をして、
購読期間は残り2年ある。解約する
なら、契約時に渡した景品を返して

ほしい」と言われ、解約に応じても
らえない。

新聞の訪問販売による購読契約
で、中途解約ができない等の相談が
後を絶ちません。特に高齢者が何年
も先から始まる長期契約をしてしま
い、その後、事情が変わつたため解
約を申し出てもらえないとい
うトラブルが目立ちます。

消費者へのアドバイス

①「〇年先から〇年間」のような長
期の契約は、今後の健康状態や経

済的な事情など、さまざまな事情
で購読できなくなることがありま
す。契約する際には、十分に先を
見通して判断しましょう

②新聞の訪問販売は、「契約書を受
け取った日から8日以内」であれ
ば、クーリング・オフができます

③景品は、解約時に景品相当額の返
還を求められることもあります
で、受け取るかどうか慎重に判断
しましょう

④困ったときは、消費生活センタ
ー

にご相談ください

■消費者カレッジ「健康食品・サプ
リメントについて知ろう」

講師：管理栄養士・山崎良法さん

日時：5月19日(木)、午後2時～3時

30分 会場：ウエスタ川越 市民活

動・生涯学習施設 対象：市内在住・

在勤 定員：先着40人 経費：無料

申し込み：5月2日(月)、午前9時か

ら電話・ファクスで消費生活センタ

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事 ▶ 多重債務 ▶ 行政・法律・公正証書 ▶ 税金・社会保険労務 ▶ 不動産・登記 ▶ 建築・住宅修繕 ▶ マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ ▶ うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康・不妊・不育症	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢者(高齢者虐待・介護 予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	ウエスタ川越・市民相談室 ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
外国籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください ▶ 予約が必要な相談があります ▶ 電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

外国籍市民相談

国際文化交流課 ☎224-5506

会場は、国際交流センター(クラッセ川越5階)です。いず
れも無料で利用できます。当日直接会場にお越しください。

■生活相談

普段の生活で困っていることについて相談できます。

日程…中国語・日本語=第2・第4月曜日 ▶ ポルトガル語・
日本語=第1・第3土曜日 時間…午後1時～6時

■法律相談(事前予約もできます)

法律のことについて、弁護士に相談できます。

日時…第4金曜日、午後3時～5時

■在留資格(VISA)相談

在留資格などの手続きについて、行政書士に相談できます。

日時…第4土曜日、午後1時～6時